改正後	改正前
別記算式 （（額面金額－発行価額）／発行の日から償還の日までの年数）×（発行の日から供託の日までの年数） この式の計算は、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数ならびに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。	**別記算式** （（額面金額－発行価額）／発行の日から償還の日までの年数）×（発行の日から供託の日までの年数＋4） この式の計算は、額面金額10円ごとに行い、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数ならびに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一銭未満の端数は、切り捨てる。

省令

○総務省令第七十八号

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十三条第六項及び第七項、第三十五条第二項第二号、第六十六条の四第二項並びに第百二十二条の六第三項の規定に基づき、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十九年十二月一日

総務大臣　野田　聖子

地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、その標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監事の調査の対象となる書類） **第一条**　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十三条第六項に規定する総務省令で定める書類は、法及び地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号。以下「令」という。）の規定に基づき設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）又は関係市町村（法第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）の長に提出する書類とする。	［新設］
（子法人） **第二条**　法第十三条第七項に規定する総務省令で定めるものは、次条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準の定めるところにより、地方独立行政法人が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。	［新設］
（会計の原則） **第三条**　［略］	（会計の原則） **第一条**　［同上］
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第四条**　法第三十五条第二項第二号に規定する総務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 2　法第三十五条第二項第二号に規定する総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	［新設］
（有価証券） **第五条**　法第四十三条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる地方独立行政法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債券とする。 ［一～三　略］	（有価証券） **第二条**　地方独立行政法人法（以下「法」という。）第四十三条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる地方独立行政法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債券とする。 ［一～三　同上］